

4

なわてふれあい教室 関連の質疑を抜粋



Q 田原ふれあい教室の待機入所者数が12人もおられる。この理由は？

A 人員配置の関係。



Q 夏休みにおける募集状況は？

A 南ふれあい教室のみの募集となっている。

Q 保護者等の送迎が必須だが車の送迎は不可になっている。
田原にお住まいの方はどういう通室するのか？

A 市役所の駐車場を利用頂けるように対応する。



5 防災関連の質疑を抜粋



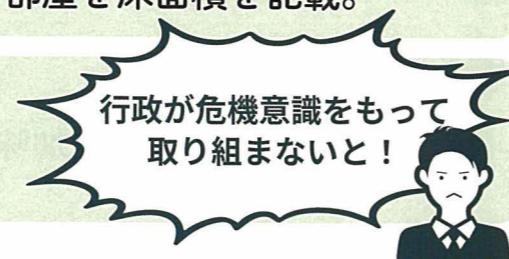
Q 災害時の体制は？

A 地震災害時は発生状況や規模等に応じ、風水害時は気象情報などの進捗や被害の発生状況に応じ応急対策等を実施。



Q 地域防災計画の避難所面積が減っているのはなぜか。

A 備品等が置いているため、今現在実際に使用できる部屋を床面積を記載。



Q 過去、総務部長が見回りすると答弁されていたが？

A 全ての階は見回れていないのが現状。

その他

議会議案内容の掲載 始まりました！



以前は市議会のホームページを見ても内容についての掲載はありませんでした。これでは議員がどの様な内容に対して、質疑をし最終的にジャッジしているのかが見えません。市議会の任期が始まってすぐにホームページにて議案の内容を掲載してほしいと要望を出したところ6月定例議会から議案内容の掲載が始まりました。現在四條畷市議会では、本会議はLIVE中継及び録画がホームページ上からご覧頂けます。併せて議案書をご覧頂く事により、市民の皆さんにも話している内容が分かりやすいと思います。

市政報告 Vol.05

四條畷市議会議員
(大阪維新の会 幹事長)

土井かずよし

Profile

発行日 令和5年9月1日

発行元 土井一慶 090-1591-5611

1981年1月1日四條畷生まれ
《学歴》忍が丘幼稚園、四條畷東小学校、四條畷南中学校、大阪産業大学附属高校、大阪法律専門学校卒
(医)河北会顧問、(福)めぐみ保育園理事、元(一社)四條畷青年会議所理事、四條畷市ゴルフ連盟理事



トピックス

- 5月臨時議会について
- 6月定例議会について

- 第2回5臨時議会について
- その他

5月臨時議会について

改選後初の臨時議会が5月18日に招集され、議会の構成等が決まり、議長 森本勉議員、副議長 吉田涼子議員、監査委員 島弘一議員が就任されました。

私は、大阪維新の会（会派）幹事長に就任。議会内役職においては教育福祉常任委員会副委員長、予算決算常任委員会委員、議会運営委員会副委員長を務めさせて頂きます。また、四條畷市交野市清掃施設組合議会・北河内4市リサイクル施設組合議会の議員として派遣されることも決まりました。



同会派の柳生議員（左）、坂本議員（右）と一緒に

会派の構成

（令和5年6月30日現在 敬称略）

大阪維新の会	◎土井一慶／坂本勇基／柳生駿祐
市議会公明党	◎若松正治／吉田涼子
瞬ビジョンの会	◎長畠浩則／島弘一
なわて葵風会	◎吉田裕彦／藤本美佐子／森本勉／渡辺裕
会派に属さない議員	岸田敦子

第2回5月臨時議会について

5月6日から8日にかけての大雨の影響で、大字上田原法面崩壊、南野6丁目法面崩壊、大字上田原道路陥没による災害復旧費2,050万円が専決処分された件について

土井
の
考
え

近年災害が大型化してきていますので、民有地所有者の方も適正な管理を行って頂かないといけないと考えます。



『新型コロナウイルス感染症が5類に移行されるまで、医療・福祉・衛生業務に従事した方々へ1人あたり3万円の感謝金』の主な内容・対象者について

① 医療関係従事者への感謝金

市内の130医療機関などの従事者に対し支給（約2,100人）



② 福祉関係従事者への感謝金

市内の232福祉関係施設の従事者に対し支給（約3,400人）

対象：民間保育施設、障がい者関連事業所、高齢者関連事業所

③ 卫生関係従事者への感謝金

市内のごみ収集などの衛生関連事業所（3事業所）の従事者に対し支給（約50人）

※令和4年4月1日から令和5年5月までの間、上記対象事業所に継続して勤務していた方が対象。

※但し、支給申請月において同事業所に在籍していない方は除かれます。

6月定例議会について

① 情報公開制度 関連の質疑を抜粋



Q 情報公開条例に基づく開示請求の方法は？



A 申請用紙を持参、FAX、郵送に加えてオンラインでも申請可能。

Q 開示方法は？

A 基本的に、閲覧（無料）又は文書をコピーしあ渡しする場合は1枚10円必要。

Q 大東市はメールでも対応し費用も無料。本市においても検討お願いしたい。

A 本市はDXを推進している立場なので今後十分に検討していかなければならぬ。

質疑のポイント

他市では開示請求できる方に制限がありますが、本市は誰でも可。更にオンラインでの申請も可能で近隣市より進んでいます。しかし、開示方法においてはメールでの対応が未だ。開かれた市政を目指すためにも土井はこの部分を解決したいのです。

2

2 市広報誌 関連の質疑を抜粋



Q 市広報誌を媒体としてどのように考えているか？



A 多くの市民に情報を届けられる市の主要な広報媒体。

Q 配布方法は？

A 地域によるが、自治会とシルバー人材センターへ委託。

Q 自治会へ加入していないので配布してもらえないとの声があるが？

A 契約書には、全世帯配布となっているので、再度周知していく。

質疑のポイント



広報誌は全世帯への配布が契約内容に記載。委託料においても全世帯分支払っています。お手元に届かないという方がおられましたら市役所又は土井へ連絡下さい。

3

3 学校施設 関連の質疑を抜粋



Q 四條畷小学校の目標耐用年数は？

A 目標耐用年数の60年は目の前に迫っている状況。

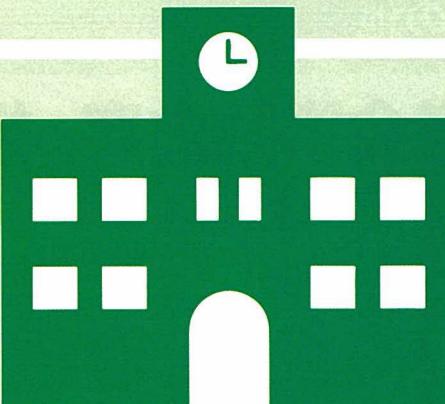
Q 目標の意味は？

A 構造物的な劣化度を加味し建物としての安心・安全に使える期間。

Q 簡単に進まないからこそ、早急に議論を進めていくべきでは？

A 様々な条件を理解しながら進めていく。

Q 関連する計画の内容がバラバラになっている。



A 市民に誤解を与えないよう調整する。

質疑のポイント



公共施設における学校施設の割合が約50%。老朽化が進む中、改築・長寿命化に向けて教育委員会内で早急に議論を始めなければならないと考えます。

令和5年9月1日～9月15日に9月定例議会が開催されました。

○ 市道・里道・水路の適正管理 の質疑を抜粋

Q 市道や法定外公共物（里道・水路）はどのような根拠で管理しているのか。

A 市道については道路法等、法定外公共物については条例等に基づき適正な管理に努めている。

Q 南野2丁目の市道認定区域内において道路の不法占用状態が続いている。以前質問した際には利用予定があると答弁があったが。

A 建築等の利用時期は未定。

Q 下水道管が駐車場内に取り込まれている。近隣が建て替えの場合、下水道管に繋げられない状態。再度、市が下水道管設置費用を出すかもしれない過去の答弁があったがどのように考えるか。

A そのような事態にならないよう地権者に説明していきたい。

Q 雁屋西町の民間所有の住宅地内に水路敷を取り込んでいるが、現在水路として使われているか。

A 個人宅に入っている水路は、現在水路機能がない。

Q 民法に所有権の取得時効の条文がある。また、昭和51年12月24日の最高裁判例でも取得時効を認められた例もあるが。

A 要件的に当てはまる可能性もあるので相手方と話をしていきたい。

**土井
の
考え方**

道路等の不法占用についてですが、行政はなかなか重い腰をあげません。でも、公共用財産についても民法に規定の通り取得時効にかかり所有権が移ってしまうという最高裁判例の要件に「公共用財産が、長年の間事実上公の目的に供用されることなく放置され、公共用財産としての形態、機能を全く喪失し、その物のうえに他人の平穏かつ公然の占有が継続したが、そのため実際上公の目的が害されることもなく、もはやその物を公共用財産として維持すべき理由がなくなつた場合には、右公共用財産について、黙示的に公用が廃止されたものとして、取得時効の成立を妨げない。」とあります。今回の雁屋西町の水路の不法占用については上記判例に当てはまると思います。

行政の怠慢によって市民の大切な財産を明け渡すなど

許される事ではありませんので意識をもって対応頂きたいと考えます。



四條畷市議会議員
(大阪維新の会 幹事長)

土井かづよし

Profile

発行日 令和6年2月16日

発行元 土井一慶 090-1591-5611



公式HP

1981年1月1日四條畷生まれ
(学歴) 忍が丘幼稚園、四條畷東小学校、四條畷南中学校、大阪産業大学附属高校、大阪法律専門学校卒
(医) 河北会顧問、(福) めぐみ保育園理事、元(一社)四條畷青年会議所理事、四條畷市ゴルフ連盟理事

トピックス

- 9月定例議会一般質問について
- 沖縄県へ災害義援金について
- 12月定例議会一般質問について

- 予算決算常任委員会について
- 12月定例議会について

予算決算常任委員会について

令和5年10月3日～10月5日に予算決算常任委員会が開催されました。



入湯税の件

四條畷市では四條畷市税条例第133条～により入湯税が定められています。(平成18年4月1日施行)
宿泊の場合 1泊に付き 150円 宿泊しない場合 1日に付き 75円 と定められています。
本市における大阪府のホームページに記載のある温泉一覧によると四條畷市には、砂地域の温泉施設が閉鎖後も3つの温泉(源泉)が示されています。内2つは飲用だが残り1つの施設は「温泉施設として看板等が市内にも掲示。賦課漏れではないのか?」と一昨年より大阪維新の会として指摘してきました。

行政としても賦課漏れを認め、ようやく令和4年度より入湯税の徴収が始まりました。「更に法令上5年間遡ることが可能。しっかりと賦課徴収するように」と指摘させて頂きました。この温泉は平成20年に掘られているので5年間遡って徴収されたとしても大きな損失です。一方で事業者側の立場で言えば、「何を今更」と私なら怒ります。行政の言い分としては「入湯税は申告税なので…」

**土井
の
考え方**

たった1社だけの話!その1社に「本市は入湯税が定められている」と通知しておけば、この様な事態にならなかつたのでは。
賦課漏れを指摘してきたので、皆さまの大切な税収の確保となつたと自負しています。



例規集の件

例規集とは、四條畷市の条例や規則等を集めた法規集です。

市は法令はもちろんのこと、

これらの条例や規則に則り行政運営をしています。

右写真のように例規集は2冊、

総ページ数は2,000ページを越えます。

しかし、こちらの例規集、四條畷市のHPにも

記載されており、ネット上での例規集の方が情報が新しく、検索等もしやすく便利です。

正直、私は冊子で配布される例規集は一度も使用したことは

ありません。←ほしい情報を探すのが大変なのです

また、近年どこの企業や自治体等でもペーパーレス化が進む中、

毎年1,793,000円(24部)を支出することに理解できません。

Q 電子化が進む中、残し続けるといけないのか?

A 紙の場合改訂が遅れたりとるので
総務課として検討したい



沖縄県へ災害義援金について

昨年行われた四條畷市議会議員選挙で月額報酬の10%減額を公約として皆さまとお約束させて頂きました。現段階では大変申し訳ありませんが公約を達成出来ておりません。



ですので、令和5年8月に発生した台風6号により大きな被害を受けられた沖縄県へ大阪維新の会 四條畷市議会議員団として70万円を義援金としてお贈りさせて頂き、沖縄県大阪事務所にて所長様よりお礼のお言葉を頂戴しました。

なお、琉球新報記者様と沖縄タイムス記者様もお越し頂き取材を受けさせて頂きました。

報酬削減についての進捗

4年前 議員報酬10%削減案上程 大阪維新の会以外の反対により否決

選挙前 来期公平公正な外部委員による報酬等審議会に諮問する事が大枠で合意

選挙後 報酬等審議会に議員報酬及び政務活動費についても諮問してもらうよう市長に依頼

昨年10月 臨時議会 特別職報酬等審議会委員報酬が補正予算案に計上 可決

昨年12月 市長・副市長・教育長の給料月額並びに議員報酬及び政務活動費を特別職報酬等審議会へ諮問 ⇒ 審議開始

答申を踏まえて令和6年2月定例議会への条例改正案提出を目指しています

12月定例議会について

令和5年12月1日～12月15日に12月定例議会が開催されました。

「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び「四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について我々**大阪維新の会**は**反対**しました。

市長	2,462,592円	→	2,574,528円
副市長	2,070,816円	→	2,164,944円
教育長	1,846,944円	→	1,930,896円
議員	1,399,200円	→	1,462,800円 (令和5年12月支給)



反対の理由は、物価高騰で苦しんでおられる市民に「なわけみんなで頑張ろう商品券」10月からお配りした一方で、特別職及び議員は温々と期末手当(ボーナス)を増額するのは、市民感覚からかけ離れていて理解されないと判断したから、また、質疑等においても納得できるような答弁がなかったからです。

私たち大阪維新の会は増額分に関しましては被災地に義援金としてお贈りさせて頂きます。

12月定例議会一般質問について

○ 小中学校における校則のあり方の質疑を抜粋

Q 四條畷小学校の標準服(制服)は年間数日しか着用しない。
保護者の負担も重いので見直してはどうか?



A 校長にしっかりと伝える。

Q 現在の校則にそり込み禁止とあるが、一昔前のように思う。また膝掛け等が禁止の学校も存在するが、生徒の体調等を考えると許可してあげることも必要では?

A 見直しが必要じゃないかということを含めて校長会と共有する。

Q 校則の運用について、生徒指導提要の中に、学校のホームページ等で校則を公開すると記載があるが、各学校のホームページに記載はないのは何故か?

A 校長会を通して伝えているが、なかなか追いついてない状況。

Q もっと児童生徒の意見を取り入れていくべき。冷静に議論する場が必要。
議論等を議場を用いて行なうことも検討頂きたい。



A 学校長と共有しながら検討したい。

質疑のポイント

校則が時代に合わせてアップデートできていない。また一般の人が触れる機会も、生徒が校則に対して議論できる場もない。見える化が必要。